

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	3-1
処分の種類	自立支援医療費(精神通院)の支給認定の取消			
根拠法令条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条			
処分の概要	自立支援医療費(精神通院)の支給認定の取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <p>1 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>2 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>3 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第九条第一項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>4 その他政令で定めるとき。</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第34条 法第57条第一項第四号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>1 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、正当な理由なしに法第9条第一項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>2 支給認定障害者等が法第53条第一項の規定又は第56条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p>			
基準の制定根拠	—			